

契約保証の額及び前金払の割合に係る特約条項

第1条 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証の額及び前金払の割合を次のとおりとする。

大分県公共工事請負契約約款第4条第2項中「10分の1以上」とあるのは「10分の3以上」と、同条第5項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と、第34条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の2」と、同条第3項中「10分の4」とあるのは「10分の2」と、同条第4項中「10分の5」とあるのは「10分の3」と、第35条第3項中「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と、「10分の5」とあるのは「10分の3」と、第56条第2項中「10分の1」とあるのは「10分の3」に読み替えるものとする。

契約保証・前払金（中間前払金含む）保証における電磁的方法による提出の特約条項における第4条第3項中「10分の1以上」とあるのは「10分の3以上」と、同条第6項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と、第34条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の2」と、同条第4項中「10分の4」とあるのは「10分の2」と、同条第5項中「10分の5」とあるのは「10分の3」と、第35条第4項中「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と、「10分の5」とあるのは「10分の3」に読み替えるものとする。